

神奈川県労働保険指導協会だより

令和2年初夏号

労災保険の適用、労働時間の管理、相談窓口、助成金

p2

テレワークのQ&A

新型コロナウイルス感染症

p3

雇用調整助成金の特例

p8

社員が休んだ時の休業手当の支払い義務

働き方改革

p4~5

正社員とパート(有期雇用・派遣)の間に、賃金&福利厚生に関して

不合理な待遇差はありませんか？

法改正

p6~7

事業主が押さえておきたい 法別の改正一覧表/時間外労働のチェックリスト

2020年4月からの労務関係の法改正

p8

社会保険に加入しましょう

高齢者の
雇用保険料の徴収を
お忘れなく



令和2年第1期労働保険料の納期です
納期限までにご納付をお願い致します



当会にて社会保険（健康保険・厚生年金）のお手続きをしております。詳しくは当会へ。

☎ 045-625-3616 (代)

会長の西村と所員がブログを更新しております。下記をご覧ください。
「西村治彦の日記」 「西村社会保険労務士事務所だより」

社会保険に加入しましょう



！ 経営者の方も
所得補償のある労災保険
に任意で加入すれば
安心です。

労災保険

1人でも従業員を雇っていれば
加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご
加入は、別途申し込みが必要です（任意）。
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。



厚生年金保険

- 法人
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、税理士等の一部の
業種は任意加入）



雇用保険

31日以上引き続き雇用が
見込まれ、
1週間の所定労働時間が
20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）
を1人でも雇っていれば加入義務があります。

要チェック!
64歳以上の方の
雇用保険料の
徴収がスタート。

健康保険

- 法人
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、税理士等の一部の
業種は任意加入）

28年10月より
従業員501人以上の事業所で
健康保険・厚生年金保険の
加入対象が広がりました。



当会では 窓口一つで 労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金のお手続きをしています

下記は顧問契約が必要です（料金別途）

健康保険・厚生年金のお手続き

就業規則や労使協定の作成及び届出

助成金の申請

労務相談

給与計算、等



社会保険労務士34名

西村治彦、原田淳也、杉山尚、
齋藤正雄、橋本宗太郎、松浦良介、
津久井美知子、塩島英和、西拓也、
武藤真義、西村由希恵、武藤雅子、
宮山隼輔、館野真一、山崎勝則、
菱野義将、山崎千恵理、山本均、
小山真史、井上京子、有田公明、
齋藤慎、沼田敦、内野大輔、
竹内俊介、大代淳、榊原庄二、
村野雅一、伊藤益弘、和泉智孝、
林浩太、山本隆史、神長寛人、
江本亜美

最高責任社会保険労務士事務所の所員と
西村所長の個人ブログを公開中

西村社会保険労務士事務所だより

検索

西村治彦の日記

検索



詳しくは当会まで

☎ 045-625-3616

神奈川県労働保険指導協会

検索

今月の深堀り知識

新型コロナウイルス感染症に伴う休業

●新型コロナウイルスに感染した方が会社を休む
場合、休業手当を支払う必要がありますか？

（労災保険の適用がない場合）

関連記事：雇用調整助成金の特例（3ページ）

A.

新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますの

で、休業手当を支払う必要はありません。

なお、被用者保険（健康保険）に加入されている方であれば、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金（*）が支給されます。

国民健康保険にご加入の方には、時限つき特例で、傷病手当金を支給することを検討しています（2020年3月10日現在の情報です。制度の適用は令和2年1月1日～9月30日の予定。厚生労働省の情報にご留意ください）。

*傷病手当金：療養のために労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、直近12カ月の平均の標準報酬日額の3分の2を支給。

まとめ

◆感染者が休業した時（労災ではない場合）には
休業手当の支払い義務なし。健康保険より傷病手当金の支給あり（国民健康保険に加入の方にも、傷病手当金の支給を検討中）。

注意

◆使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。新型コロナウイルス感染症に伴う雇用調整助成金の特例があります（3ページ）。

◆業務又は通勤に起因して発症したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。休業時には休業（補償）給付が支給されます。